○厚生労働省告示第七十九号

+ L 兀 た 指 経 号) 定 験 地 第三 が 域 必 密 要 条 着 な 型 \mathcal{O} 者 兀 サ を 第二 次 ピ \mathcal{O} 項 ス ょ 及 \mathcal{O} う び 事 第 に 業 定 六 \mathcal{O} 条 人 め 第二 員、 平 成 項 設 \equiv \mathcal{O} 備 + 規 及 定 び 年 運 兀 12 月 基 営 づ 12 き 関 日 す カン る 厚 5 基 生 適 労 準 用 す 働 平 る。 大 成 臣 が + 定 八 年 8 厚 る 特 生 に 労 働 業 務 省 令 12 第 従 \equiv 事

平成三十年三月二十二日

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

特

に

業

務

に

従

事

L

た

経

験

が

必

要

な

者

厚生労働大臣 加藤 勝信

者 厚 基 生 + が に 生 関 労 兀 定 潍 \mathcal{O} 以 指 号) 業 労 等 す 8 下 働 定 大 地 務 働 同 る \mathcal{O} る じ。 第 に サ 基 域 大 臣 潍 部 密 三 臣 が 年 を 条 着 が F, 定 平 改 以 定 型 ス \mathcal{O} 8 \mathcal{O} 上 業 サ 8 提 正 成 る 兀 従 す 務 第二 十 る 供 ŧ 事 責 る に サ ピ \mathcal{O} 告 年 L 任 従 は 項 ス た 事 厚 及 F, 者 示 \mathcal{O} £ ス 生 サ び 事 L 亚 平 第 提 た 省 業 \mathcal{O} 期 を 成 令 供 成 ピ 六 \mathcal{O} 三 間 第 責 条 除 ス 人 + 提 第 員 任 + に 三 く。 + 者 お 兀 年 供 第 厚 七 責 項 設 年 1 号) とす 生 厚 7 任 12 備 号 労 者 生 規 及 る。 び 指 第 定 又 労 働 定 指 す 運 は 働 省 五. 第二 告 居 条 定 る 営 省 宅 特 告 第 に 居 示 号 第 サ 宅 12 関 示 に 第 項 業 す サ る 該 ビ に 百 務 当す 基 ス 規 ピ に 十 準 に 号) 定 八 ス 従 る者とし 号) 要 す 等 事 平 に す る \mathcal{O} 第三 ょ 成 る サ 事 た る 費 業 経 + て、 号 改 用 八 ピ \mathcal{O} 験 12 年 正 \mathcal{O} 人 が ス サ 該 額 提 員 厚 必 前 当 生 要 \mathcal{O} \mathcal{O} 供 労働 責 算 設 な ピ L 厚 者 生 定 ス 任 て 備 提 労 に 者 لح 省 い 及 供 関 を 令 た 働 び 責 者 大 す 第 運 7 1 任 う 営 厚 臣 る 三